はしがき

家族というものは考えれば考えるほど得体が知れない。同性婚の是非が議論され、家族形態の多様性が問われる現在、家族とは常に形を変えながら発展し続けるアメーバのような存在に思えてきた。1994年、国連国際家族年の時に、家族の定義はできないとされた(二宮周平『家族と法――個人化と多様化の中で』岩波書店、2007年)。家族法学者の二宮はこれについて、「家族は、国や社会によって多様な形態や機能があり、その形態や機能は社会によって変化するものであり、個々の好みや、社会の条件によって多様だからである。家族を定義するとすれば、『共同生活を営む親密な関係』ということになるだろうか」(二宮・同書、239頁)と述べている。ここに家族の紛争解決のむずかしさが存在する。

わが国には家族についての法があり、制度が現存している。多様な家族をめ ぐる問題は、法制度の中で解決を強いられる。しかし、そこで法的に解決され ても、それをもって最終的な解決になることは非常に少ない。多くの家族問題 は形式的な解決では収まり切れず、より具体的、実体的解決が求められるのが 通例だからである。その解決のためには、法律家だけではなく、心理や福祉の 領域の専門家たちが手を携えて、当事者たちのニーズにかなう解決を模索する 必要がある。家族の問題に携わる実務家たちは、この法と臨床の交差するきわ めて難しい領域で奮闘努力しているのが現状であろう。

本書は、このような法と臨床の交差点で活動する実務家のために編まれたものである。本書の副題を「法と臨床の交錯する現場の実践ガイド」としたのもそのためである。心理の専門家は法や制度に疎いことが多く、福祉の専門家は法や心理の知識を求めている。また法律の専門家も心理や福祉的な理解を求めている場合が少なくない。そのニーズにこたえるのが本書の目的である。

本書で扱った内容は、少年非行、DV、ストーカー問題、児童虐待、高齢者介護、離婚をめぐるさまざまな親子問題、ハーグ条約や国際離婚問題など、広範囲に及ぶばかりでなく、内容の質も高い。これらの問題を十分に理解するだ

けの基礎知識が必要である。

第1部では、法律を体系的に学んでいなくても、これらの問題を理解できるだけの法的知識を得られるように配慮した。また難解な心理学理論や福祉の概念をわかりやすく説明するように努力した。

第2部では、具体的な事例を取り上げて、その問題の核心と解決法が理解できるように努めた。臨床的な問題は単なる知識だけでは理解できない。具体的な事例を通してはじめて、真の理解に到達できるからである。

そして、第3部は「家族問題をめぐる新たな潮流と課題」である。ここで展開される問題は現在、家族をめぐる最も鋭角的で最新の課題である。本書はガイドブックとして役に立つように配慮したが、この第3部は、法、心理、福祉のベテランの専門家や研究者にお読みいただいても、十分満足していただけるだけの最新の知識と考え方を提供できるものになったと自負している。

なお、本書で用いた事例は、実際の事例の一部を変えたり、複数の事例を合成する等、加工を加えてある。また、マスコミ等で取り上げられた実際のケースを用いた場合も、扱う内容は報道・出版された範囲内にとどめる等、熟考を重ねている。これらはすべてプライバシーに配慮して行ったものである。ご了承いただきたい。

本書のような型破りな企画を実現していただいた法律文化社にはただただ感謝の気持ちである。また実際の編集を担当された舟木和久氏にはさまざまなアイデアをいただき、本書が実際の出版にいたるためにさまざまなご苦労をおかけした。こころから御礼を申し上げたい。

2019年7月14日

執筆者を代表して 村尾 泰弘